

上野原市 教育大綱

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」という。）が施行されました。この中で、上野原市長と上野原市教育委員会が十分な意思疎通を図りながら、市の教育の課題などを共有し、より民意を反映した教育行政を推進するため、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置が義務付けられました。

また、近年、教育行政は、福祉や子育て、地域振興等の一般行政との密接な連携が必要とされ、その面からも市長と教育委員会の相互の連携は必要不可欠になっています。

この法改正の趣旨や近年の教育行政と一般行政との関わりを踏まえ、市長に地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定が求められています。

よって、法第1条の3第1項の規定に基づき、上野原市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に、総合教育会議で市長と教育委員会が協議を行ったうえで、平成28年2月に教育大綱を策定しました。

その後、大綱において定める目標や施策の根本となる方針について位置づけるため、平成29年4月に「上野原市教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画期間

期間：令和2年2月～令和4年3月（上野原市教育振興計画実施期間）

3 基本理念

健やかに学び

輝く未来を拓く

心ふれあう上野原の人づくり

4 教育施策の3つの柱

- 1 子どもの「生きる力」を育む学校教育の推進
- 2 豊かに学べる生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興
- 3 安心・安全な教育環境や教育施設の充実

1 子どもの「生きる力」を育む学校教育の推進

- ・学習環境を充実し、一人ひとりに向き合った指導や支援により、「豊かな心」、「健

やかな体」、そして「確かな学力」を育む教育を推進します。

- ・子どもと障がいを持った人・高齢の人等との交流により、豊かな人間性を培い、思いやりの心を育む教育を推進します。
- ・様々な人々との関わりの中から、国際社会の中でバランス感覚を持ちながら活躍できる人を育てる教育を推進します。

2 豊かに学べる生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

- ・地域に息づく伝統や文化を次世代に引き継ぐ活動や、先人達が築いた歴史に触れる機会の提供等により、郷土を愛し地域を誇りに思う教育を推進します。
- ・豊かな自然との出会いや、その中での様々な活動を通して、自然に親しむ心や環境共生社会の実現に向けた心の育成に取り組みます。
- ・子どもから高齢の人まで誰もが生涯にわたって学習できるよう、心ふれあう生涯学習の環境を充実します。
- ・市民が身近な場所でスポーツに親しむことで、健康で生き生きとした豊かな生涯が送れるよう、生涯スポーツ活動の促進を図ります。

3 安心・安全な教育環境や教育施設の充実

- ・子どもの生命を最優先に考え、安全な学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域・企業等、関係機関の連携をさらに進め、地域社会全体で学校安全に取り組めます。
- ・安心して子育てができるよう子育て家庭を支援しながら、子どもが安心して学べるよう、より良い学習環境の整備を推進します。
- ・学校や図書館等が学校教育・社会教育の拠点として有効に機能するよう、また、防災・コミュニティの拠点となるよう、施設の機能強化を推進します。

上野原市長 江口 英雄